

2016 February

2

No.792

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

TEL : 0952-26-3171 FAX : 0952-26-3377

URL : <http://www.syahokyo-saga.or.jp/>



■小城市 牛尾梅林

今月の記事

- 日本年金機構
 - ・「ローマ字氏名届」の提出をおねがいます 2~3
- 全国健康保険協会 佐賀支部
 - ・事業者健診を受けられている事業主様へお願い 4~5
- 佐賀県社会保険協会
 - ・平成28年2月 社会保険事務講習会のご案内 6
 - ・事務担当者ミニ講座[社会保険・雇用保険の資格喪失手続き] 7
 - ・年金相談窓口開設等のご案内 8
 - ・確定申告の時期となりました 8

職場内で回覧しましょう

「ローマ字氏名届」の提出をお願いします。

平成26年10月から、外国籍の方の厚生年金保険被保険者資格取得届、厚生年金保険被保険者氏名変更届、国民年金第3号被保険者関係届（資格取得・氏名変更）を提出する際には、「ローマ字氏名届」（添付書類不要）の提出も合わせて必要となりました。外国籍の方の年金記録を適正に管理していくため、忘れずに提出をお願いします。

72073	
グループ番号	課番号

厚生年金保険被保険者 ローマ字氏名届

年金手帳の基礎年金番号	生年月日(西暦)	性別	住民票の有無
		1 男 2 女	1 無 2 有

被保険者氏名

フリガナ
氏名(ローマ字)

※「漢字氏名」「通称名」をお持ちの方は、下記の欄に記入してください(記入は任意です)。

姓(漢)	(漢)
姓(フリガナ)	(漢)
姓(漢)	(漢)
姓(フリガナ)	(漢)

※当該被保険者がローマ字氏名をお持ちでない場合は、その理由をチェック(✓)してください。

理由
短期在留者であるため
海外に住所を有している者であるため
在留カード(または特別永住者証明書)にローマ字氏名が記載されていないため
その他 理由()

【記入上の注意】

- 「住民票の有無」欄は、該当する番号を○で囲んでください。
- フリガナは、被保険者資格取得届に記入したものと同一フリガナを記入してください。
- ローマ字氏名は、在留カードまたは特別永住者証明書又は住民票に記載されているローマ字氏名を大文字で記入してください。なお、ローマ字氏名をお持ちでない方については、「ローマ字氏名届」に被保険者資格取得届等に記載したカナ氏名を記入のうえ、「理由記入欄」にその理由を記入してください。
- 事業主の押印については、署名(自筆)の場合は省略できます。

事業所所在地 平成 年 月 日 届出

事業所名称

事業主氏名

電話番号 () -

社会保険労務士の届出代行者印

- 届書には、在留カード、住民票の写し等に記載のある氏名を記入してください。
- 届出後も、機構から送付する通知書や全国健康保険協会が発行する健康保険被保険者証は、カナ氏名で表示されます。
- すでに被保険者となっている外国籍の方についても、ローマ字氏名届の提出にご協力をお願いします。

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所 厚生年金適用調査課 TEL 0952-31-4191
- 唐津年金事務所 厚生年金適用調査課 TEL 0955-72-5162
- 武雄年金事務所 厚生年金適用調査課 TEL 0954-23-0121

事業主の皆様へ

従業員の皆様と被扶養配偶者の方の住所を定期的に確認しましょう!

「住所一覧表」提供サービス

「ねんきん定期便」などの年金個人情報、直接、被保険者の皆様にお送りするためには、正しい住所を届けていただく必要があります。

日本年金機構では、事業主の皆様へ、従業員の皆様と被扶養配偶者の方の住所を確認していただくために「住所一覧表」の提供サービスを実施しています。



正しい住所が届けられていると

- 従業員の皆様と被扶養配偶者の方へ、年金の受給開始年齢の直前に日本年金機構からお送りしている「年金請求書」などが、正確に届くようになります。
- 事業主の皆様が、従業員の皆様の住所を確認されることで、従業員の皆様に将来受け取る年金に関するご案内等が正しく届くようになることは、事業主の皆様にとって有益であると思います。

「住所一覧表」の提供サービス申込みの方法

所定の申出書に必要事項を記入のうえ、事業所等を管轄する年金事務所に提出してください。後日、「住所一覧表」が郵送されます。

※申出書は[日本年金機構ホームページ \(http://www.nenkin.go.jp/\)](http://www.nenkin.go.jp/)

又は、お近くの年金事務所に備え付けてありますので、ご利用ください。

住所変更が必要な場合

「住所一覧表」の住所と、現在、従業員の皆様と被扶養配偶者の方がお住まいの住所が異なる場合は「住所一覧表」に朱書き訂正していただくことにより、簡便に住所変更の届出をすることができます。

朱書き訂正を行った「住所一覧表」は、事業所等を管轄する年金事務所に提出してください。
(※所定の様式による届出も可能です。)

住所以外の事項の変更が必要な場合

氏名や生年月日等の変更がある場合は、所定の様式による届出が必要です。

届出については、所定の様式に必要事項を記入のうえ、事業所等を管轄する年金事務所へ提出してください。

※その他、ご不明な点については、事業所等を管轄する年金事務所にお問い合わせください。

事業者健診を受けられている事業主様へお願い

当協会に貴社の事業者健診(定期健康診断)結果データの提供をお願いします。

協会けんぽでは、生活習慣病予防健診を受診されていない被保険者の方の健康増進を目的として、事業主様が実施する労働安全衛生法に基づく事業者健診(定期健康診断)結果データの提供をお願いしております。

健診結果データ提供の対象者

対象者は、40歳以上75歳未満の協会けんぽの被保険者で、協会けんぽの生活習慣病予防健診を受診していない方・受診する予定のない方です。

協会けんぽの被保険者

～39歳

対象外

40歳以上75歳未満

生活習慣病予防健診を受診(予定)の方

事業者健診を受診の方

ご提供いただきたいデータはこの方々です!

健診結果データ提供のメリット

特定保健指導が**無料**で受けられます!

協会けんぽの保健師・管理栄養士が事業所を訪問し、ご提供いただいた健診結果データに基づき、生活習慣病の予防・改善のための保健指導を無料で行い、従業員の皆様の健康をサポートします。

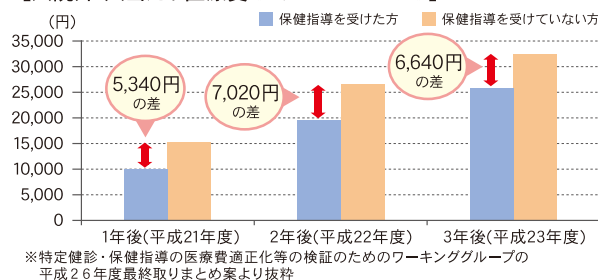
特定保健指導を受けるメリット!

特定保健指導を受けた人のほうが、

1年間にかかる医療費が低くなっています。

なんと3年間の累計で**約19,000円も削減!**

【入院外1人当たり医療費《男性40歳～64歳》】



上のグラフは、平成20年度に特定保健指導(積極的支援)の対象となった方について、特定保健指導を受けた方と受けていない方の入院外1人当たりの医療費を比べたものです。

※対象疾患は、メタボリックシンドローム関連疾患である「高血圧症」「高脂血症」「糖尿病」の3疾患

その他のメリット!

- 事業主様のメリット!** 貴重な人的資源の確保による生産性の維持・向上
- 従業員様のメリット!** 健康維持による生活の安定
- 事業主・従業員双方のメリット!** 医療費削減による健康保険料率上昇の抑制





健診結果データ提供 Q & A

Q 事業者健診結果データは提供しなければなりませんか？

保険者(協会けんぽ)は健診結果データの提供を求めることができ、事業所が記録を提供することについては、**法律(高齢者の医療の確保に関する法律第27条)**により義務付けられています。

法律(高齢者の医療の確保に関する法律第27条)によるため、個人情報保護法に基づく労働者本人の同意は不要であり、個人情報保護法に関して責任を問われることはありません。

Q 健診結果データを提供したいのですが、手続きは大変ですか？

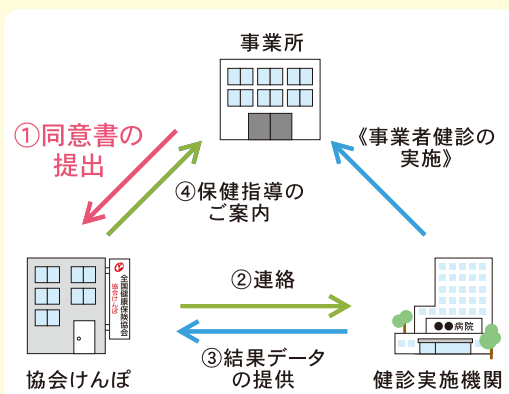
お手続きは簡単です！

事業所様からは、下記の**同意書を協会けんぽに提出していただくのみ**です。

同意書を提出していただいた後に、協会けんぽと健診実施機関でデータの受け渡しなどの手続きを行います。下記同意書をコピーのうえ、必要事項を記載していただき、当協会あてご郵送ください。

すでに同意書を提出された事業所様におかれましては、提出不要です。

ご不明な点がございましたら、協会けんぽ佐賀支部保健グループ(TEL:0952-27-0615)までお問い合わせください。



定期健診結果(事業者健診)データの提供依頼について(同意書)

労働安全衛生法に基づく定期健康診断の結果データを健診機関を通じて、全国健康保険協会佐賀支部に提供することに同意します。

※取得した健診結果データは、次の2点に限り活用すること。

- ①受診者自身の今後の健診、治療および保健師等による保健指導(特定保健指導を含む)、健康相談を実施するとき。
- ②特定の個人が識別されることが無い方法で、統計、調査研究を実施するとき。

平成 年 月 日

事業所名称 事業主氏名	(印)		
事業所所在地	〒	—	
	TEL	FAX	
被保険者証記号		担当者氏名	
健診機関名		健診年月	
翌年度以降、引き続き健診機関を通してデータ提供をすることについて		同意する・同意しない	



メルマガのご登録はこちらから！
役立つ情報が満載です！





従業員の皆様へ シニア層にお得情報満載 講習会のご案内

「60歳からの年金・雇用保険・健康保険」

これから年金を受給される従業員の方を対象に、働きながらの年金受給や年金と雇用保険の調整及び失業保険や退職後の健康保険の選択などについて学びます。

地区	日時	会場
鳥栖会場	平成28年 2月 7日(日)	サンメッセ鳥栖(鳥栖市本鳥栖町1819)
唐津会場	平成28年 2月 21日(日)	唐津市民会館(唐津市西城内6-33)
佐賀会場	平成28年 2月 28日(日)	アバンセ(佐賀市天神3-2-11)

講師 ● 社会保険労務士

● 実施時間 各会場共通 9:10受付 ▶ 9:30開始 ▶ 11:50終了予定

● 募集定員 佐賀…50名 鳥栖・唐津…30名
(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)
受講決定者の方には後日、案内のハガキをお送り致します。

● 対象者 事業所にお勤めの従業員の方

● 参加料 会員事業所は無料(平成27年度会費未納事業所は3,000円のご負担をお願いします。)

● 申込方法 下記の参加申込書にご記入の上、
FAXまたは郵送にてお申し込み下さい。

お申込み
お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会
〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階
TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377
主催/一般財団法人 佐賀県社会保険協会 共催/佐賀県社会保険委員会連合会

日曜日の
特別講習会
です!



〈キリトリ線〉



社会保険講習会 参加申込書

整理番号		☞おわかりになる範囲で結構です。
参加希望 会場日時	(鳥 栖 ・ 唐 津 ・ 佐 賀) 会 場 平 成 年 月 日 ()	
参加者氏名		
事業所名		
事業所所在地	〒	事業所電話番号 () -
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。		

※申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

社会保険

退職者の確認

- 退職日と退職理由を確認する。
※健康保険証は退職日まで使えます。また、任意継続被保険者になる資格がある人には任意継続制度を説明しておきましょう。
また、60歳定年で引き続き再雇用される場合は同時に資格取得届が必要になります。

資格喪失届

- 退職する被保険者とその全被扶養者の健康保険証の回収。回収できない場合は被保険者証回収不能・減失届を添付する。

資格喪失届の
記載、提出

- 氏名、基礎年金番号、生年月日、資格喪失日(退職日の翌日)を記入し、資格喪失日から5日以内に回収した被保険者証等を添えて福岡広域事務センターに郵送するか管轄の年金事務所に提出する。
※届出が遅れると保険料の計算が翌月以降に計算されることになります。また、保険料は翌月下旬(3月分であれば、4月下旬)に通知されます。そこで、退職者に最後に支払われる給料から翌月に通知される保険料の本人負担分を予め預かっておく必要がある場合があるので注意が必要です。

資格喪失証明書

- 国民健康保険など次の医療保険加入のための資格喪失証明書を退職者に交付する。

健康保険 資格喪失 証明書
厚生年金保険 資格喪失 証明書

1. 被保険者(被保険者であった者)について記入する欄

フリガナ			
氏名	生年月日	昭和・平成 年 月 日	
現住所	〒		
基礎年金番号			
保険者番号	事業所記号・被保険者番号		
取得年月日(入社日)	昭和 平成 年 月 日	喪失年月日(退職日の翌日)	平成 年 月 日

2. 被扶養者(被扶養者であった者)について記入する欄

氏名	生年月日	続柄	認定年月日	解除又は喪失年月日
昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日
昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日
昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日
昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日
昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日

平成 年 月 日

事業所名
所在地
代表者名
電話番号

※資格喪失証明書の様式例

雇用保険

退職理由等の
確認

- 退職願などで退職日と退職理由を確認する。
※退職理由によって失業給付の支給日数や給付制限が決まるため、特に注意が必要です。

資格喪失届

- 資格取得手続きの際に交付された資格喪失届に離職日、喪失原因、住所、離職票の有無、離職理由を記載する。

離職証明書

- 離職票の交付を希望しない場合を除き、離職証明書を記載する。

提出

- 離職日翌日以降に管轄のハローワークに資格喪失届、離職証明書を提出する。その際には、出勤簿、賃金台帳、退職届のコピーなど確認書類を添付する。

離職票

- 手続き終了後、離職票1・2を退職者に交付する。

平成28年3月 年金相談窓口開設カレンダー						
日	月	火	水	木	金	土
		1 鹿島市民会館 (予約)	2 多久市役所 (予約)	3	4 伊万里市役所 (予約)	5
6	7 延長相談 19時まで	8 基山町役場 (予約)	9 有田町役場 (東庁舎) (予約)	10	11 伊万里市役所 (予約)	12 年金事務所 休日相談日 (予約)
13	14 延長相談 19時まで	15 鹿島市民会館 (予約)	16 多久市役所 (予約)	17	18 伊万里市役所 (予約)	19
20	21	22 基山町役場 (予約) 年金事務所 延長相談19時まで	23 有田町役場 (本庁舎) (予約)	24	25 伊万里市役所 (予約)	26
27	28 延長相談 19時まで	29	30	31		

年金相談の 時間延長	週初めの開所日 17:15~19:00	年金事務所 休日相談日	県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30~16:00
---------------	------------------------	----------------	----------------------------------

出張相談【予約制】		
出張相談所	相談時間	予約申込先
多久市役所	10:00~15:00	佐賀年金事務所 0952-31-4191
基山町役場	10:00~16:00	
伊万里市役所	9:30~15:30	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市民会館	10:00~16:00	鹿島市役所 市民課年金係 0954-63-2117
有田町役場 東庁舎 有田町役場 本庁舎	10:00~15:00	有田町役場 住民環境課国民年金係 0955-46-2114

※いずれの日も12:00~13:00の時間帯は除きます。
※年金事務所では予約による年金相談を受け付けております。
※希望される日の前日までにお申込ください。

- 予約申込先
- 佐賀年金事務所 …… ☎0952-31-4191
 - 唐津年金事務所 …… ☎0955-72-5161
 - 武雄年金事務所 …… ☎0954-23-0121

第2土曜日の休日相談については予約制です。

街角の年金相談センター鳥栖（オフィス）でも平日の相談を行っています。受付時間は8:30~17:15です。相談は予約制です。相談のご予約は専用ダイヤル0942-50-8151で受け付けております。こちらをご利用下さい。

確定申告の時期となりました

国民年金保険料の納付の証明である「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」や年金の受給額の証明である「公的年金等源泉徴収票」はお持ちでしょうか？

紛失されている場合は、再発行も行っておりますので、お気軽にご相談ください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の再発行について

ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル
0570-058-555へおかけください。

一般の固定電話からおかけになる場合は、全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
050から始まる電話の方は03-6700-1144へおかけください。
(注)こちらにおかけいただいた場合は、通常の通話料金がかかります。

【専用ダイヤルの開設期間】

平成27年11月2日▶平成28年3月15日

【受付時間】

- 月～金曜 … 午前9:00～午後7:00
- 第2土曜日 … 午前9:00～午後5:00

(注) 祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

「公的年金等源泉徴収票」の再発行について

ねんきんダイヤル0570-05-1165へおかけください。

一般の固定電話からおかけになる場合は、全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
※050から始まる電話でおかけになる場合は03-6700-1165へおかけください。
(注)こちらにおかけいただいた場合は、通常の通話料金がかかります。

受付時間

- 月曜日 …… 午前8:30～午後7:00
- 火～金曜 … 午前8:30～午後5:15
- 第2土曜日 … 午前9:30～午後4:00

月曜日が祝日の場合は、翌以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

※「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」、「公的年金等源泉徴収票」の再発行をお急ぎの場合は、お近くの年金事務所へご本人様が来訪いただけますようお願いいたします。
(運転免許証等の身分証明書が必要です。)
なお、代理人の方が来訪いただいた場合は、ご本人様からの「委任状」、「代理人の方の身分証明書」及び「ご本人様の印鑑」をご持参ください。
※お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。



「社会保険さが」の編集を担当します山下です。よろしくお願ひします。

今年は申(サル)年ですが、申年に「赤いパンツを履くと縁起がいい」といわれていること知っていましたか？

年配のひとはご存知の方も多いと思いますが、実は私は知りませんでした。

では、何故縁起がいいかという、「病がサル」などの語呂がいいことや、赤色には病気を防ぐ厄除けになる。それに、「申年に赤いパンツを履くと、歳をとっても人に下(しも)のお世話をしてもらわなくても自分のできるようになる」などの言い伝えがあるところからきているようです。

早速、買いに行かなければ。でも、毎日履かないと効果がないの?時々でいいの?



社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

平成28年2月分保険料の納付期限は平成28年3月31日(木)です。